

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規則	ページ
◎高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	1
告示	
○保安林の解除の予定 (治山林道課)	1
○道路の区域変更 (道路課)	1
公告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (男女共同参画・NPO課) (8・3掲示)	2
高知県公安委員会規則	
○高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則	2
高知県公安委員会告示	
○告示(指定講習機関の指定)の一部改正	2
○告示(運転免許取得者教育の認定)の一部改正	3
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	3
○政治団体異動の届出	3
○政治団体解散の届出	3
落札公告	
○落札者等の公告 (警察本部会計課)	3

規則

高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年8月17日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第88号

高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則(平成5年高知県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「次項第3号において同じ」を削り、同項第4号中「この条」を「この号」に改め、「次項第7号に

おいて同じ」を削り、同項第19号を同項第20号とし、同項第18号中「障害者自立支援法第5条第1項」を「障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設、同条第21項に規定する地域活動支援センター、同条第22項に規定する福祉ホーム及び同条第1項」に、「(同法附則第8条第2項の規定により障害福祉サービス事業とみなされる事業を含む。)のうち同法第5条第2項」を「のうち同条第2項」に、「居宅介護」を「居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護」に、「行動援護」を「行動援護、同条第5項に規定する療養介護、同条第6項に規定する生活介護」に、「同法附則第8条第1項第5号に規定する外出介護又は同項第6号に規定する障害者デイサービス」を「同条第10項に規定する共同生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援」に改め、同号を同項第19号とし、同項第17号中「第15号」を「第16号」に改め、同号を同項第18号とし、同項第11号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同項第10号の次に次の1号を加える。

(11) 指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護及び指定地域密着型サービスに該当する同条第19項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護
第2条第2項第3号中「身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設」を削り、同項第7号中「知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮(障害者自立支援法附則第58条第1項の規定に基づきなお従前の例により運営をすることとされる旧知障法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮をいう。)及び知的障害者福祉ホーム(障害者自立支援法附則第23条第2項の規定により同法第5条第22項に規定する福祉ホームとみなされる旧知障法第21条の9に規定する知的障害者福祉ホームをいう。)」を削り、同項第13号を同項第14号とし、同項第12号の次に次の1号を加える。

(13) 障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設、同条第21項に規定する地域活動支援センター、同条第22項に規定する福祉ホーム及び同条第1項に規定する障害福祉サービス事業のうち同条第6項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援若しくは同条第15項に規定する就労継続支援又は同条第17項に規定する相談支援事業を行う施設

附則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の日前にこの規則による改正前の高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則(次項において「旧規則」

という。)第2条第1項第18号に掲げる障害福祉サービス事業のうち外出介護又は障害者デイサービスを行う施設において従事した期間は、この規則による改正後の高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則(次項において「新規則」という。)第2条第1項第19号に掲げる施設において従事した期間とみなして、高知県介護福祉士等修学資金貸与条例(平成5年高知県条例第2号)第10条第1項第1号に規定する期間に含めるものとする。

- この規則の施行の日前に旧規則第2条第2項第3号に掲げる身体障害者更正施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム及び身体障害者授産施設並びに同項第7号に掲げる知的障害者更正施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホームにおいて従事した期間は、新規則第2条第2項第13号に掲げる施設において従事した期間とみなして、高知県介護福祉士等修学資金貸与条例第10条第1項第1号に規定する期間に含めるものとする。

告示

高知県告示第494号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

平成19年8月17日

高知県知事 橋本 大二郎

- 解除予定に係る保安林の所在場所
幡多郡黒潮町馬荷字コバタ山4444の3
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第495号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年8月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月17日

高知県知事 橋本 大二郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 中村下田ノ口
- 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
			8.0

幡多郡黒潮町出口字 中ノ谷54番3から 幡多郡黒潮町出口字 中ノ谷51番1まで	前	13.0	25	に関する規則の一部を改正する規則 第1条 高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則(昭和50年高知県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。 別表第1高知南の項中「3」を「2」に改め、同表計の項中「92」を「91」に改める。 別表第2の2 高知南警察署の表中		目 南ヶ丘八丁目 南ヶ丘九丁目 甲殿 平和 西分 芳原 秋山								
	後	8.0	25											
公 告														
特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。														
なお、関係書類は、平成19年8月3日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。														
平成19年8月3日(掲示済)														
高知県知事 橋本 大二郎														
申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人				高知南 警察署 春野東 駐在所	吾川郡春野町のうち 東諸木 西諸木 内ノ谷 南ヶ 丘一丁目 南ヶ丘二丁目 南ヶ丘 三丁目 南ヶ丘四丁目 南ヶ丘五 丁目 南ヶ丘六丁目 南ヶ丘七丁 目 南ヶ丘八丁目 南ヶ丘九丁目 甲殿 平和								
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地											
平成19 年8月 3日	特定非 営利活 動法人 緑風会	寺石 邦 彦	南国市 八 京 1399番 6	この法人は、南国市全 域の地域住民及び自 然、環境に対して、環 境保全、学術、文化、 芸術又はスポーツの振 興、子供の健全育成に 関する事業等を行い、 もって公益の増進に寄 与することを目的とす る。	吾川郡春野町のうち 西分 芳原 秋山									
公安委員会規則														
高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。														
平成19年8月17日														
高知県公安委員会委員長 竹内 克之														
高知県公安委員会規則第14号														
高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域														
高知南 警察署 諸木駐 在所	吾川郡 春野町 東諸木 2288番 地11	吾川郡春野町のうち 東諸木 西諸木 内ノ谷 南ヶ 丘一丁目 南ヶ丘二丁目 南ヶ丘 三丁目 南ヶ丘四丁目 南ヶ丘五 丁目 南ヶ丘六丁目 南ヶ丘七丁 目 南ヶ丘八丁目 南ヶ丘九丁目 甲殿 平和			高知市 春野町 平 和 3393番 地13	高知市のうち 春野町東諸木 春野町西諸木 春野町内ノ谷 春野町南ヶ丘一丁 目 春野町南ヶ丘二丁目 春野町 南ヶ丘三丁目 春野町南ヶ丘四丁 目 春野町南ヶ丘五丁目 春野町 南ヶ丘六丁目 春野町南ヶ丘七丁 目 春野町南ヶ丘八丁目 春野町 南ヶ丘九丁目 春野町甲殿 春野 町平和 春野町西分 春野町芳原 春野町秋山								
		吾川郡春野町のうち 西分 芳原 秋山												
高知南 警察署 春野東 駐在所	吾川郡 春野町 平 和 3393番 地13	吾川郡春野町のうち 東諸木 西諸木 内ノ谷 南ヶ 丘一丁目 南ヶ丘二丁目 南ヶ丘 三丁目 南ヶ丘四丁目 南ヶ丘五 丁目 南ヶ丘六丁目 南ヶ丘七丁 目 南ヶ丘八丁目 南ヶ丘九丁目 甲殿 平和 西分 芳原 秋山			土佐警 察署弘 岡駐在 所	吾川郡春野町のうち 弘岡上 弘岡中 弘岡下 西畠 仁ノ 森山								
		吾川郡春野町のうち 東諸木 西諸木 内ノ谷 南ヶ 丘一丁目 南ヶ丘二丁目 南ヶ丘 三丁目 南ヶ丘四丁目 南ヶ丘五 丁目 南ヶ丘六丁目 南ヶ丘七丁 目 南ヶ丘八丁目 南ヶ丘九丁目 甲殿 平和 西分 芳原 秋山												
に改める。														
別表第2の6 南国警察署の表南国警察署岡豊駐在所の項中「岡豊町小籠」を「岡豊町小籠」に改める。														
別表第2の7 香美警察署の表香美警察署繁藤駐在所の項中「久寿軒」を「久壽軒」に改める。														
第2条 高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を次のように改正する。														
別表第2の2 高知南警察署の表中														
高知南 警察署 春野東 駐在所	吾川郡 春野町 平 和 3393番 地13	吾川郡春野町のうち 東諸木 西諸木 内ノ谷 南ヶ 丘一丁目 南ヶ丘二丁目 南ヶ丘 三丁目 南ヶ丘四丁目 南ヶ丘五 丁目 南ヶ丘六丁目 南ヶ丘七丁 目 南ヶ丘八丁目 南ヶ丘九丁目 甲殿 平和 西分 芳原 秋山			土佐警 察署弘 岡駐在 所	高知市 春野町 弘岡中 732番 地11	高知市のうち 春野町弘岡上 春野町弘岡中 春野町弘岡下 春野町西畠 春野 町仁ノ 春野町森山							
		吾川郡春野町のうち 西分 芳原 秋山												
に改める。														
附 則														
この規則中第1条の規定は平成19年9月1日から、第2条の規定は平成20年1月1日から施行する。														
公安委員会告示														
高知県公安委員会告示第23号														
平成9年3月高知県公安委員会告示第4号(指定講習機関の指定)の一部を次のように改正する。														
平成19年8月17日														

<p>高知県公安委員会委員長 竹内 克之 表中「西山俊彦」を「岡崎俊一」に改める。</p> <p>高知県公安委員会告示第24号 平成12年7月高知県公安委員会告示第9号（運転免許取得者教育の認定）の一部を次のように改正する。 平成19年8月17日</p> <p>高知県公安委員会委員長 竹内 克之 表中「高知県交通安全協会会长 西山 俊彦」を「高知県交通安全協会会长 岡崎 俊一」に改める。</p> <p style="text-align: center;">選挙管理委員会告示</p> <p>高知県選挙管理委員会告示第92号 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。 平成19年8月17日</p> <p>高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜 その他の政治団体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>代表者氏名</th><th>会計責任者氏名</th><th>主たる事務所の所在地</th><th>届出年月日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前田学浩後援会</td><td>前田 学浩</td><td>濱田 和彦</td><td>南国市稻生606-1</td><td>平19・7・11</td></tr> </tbody> </table> <p>高知県選挙管理委員会告示第93号 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。 平成19年8月17日</p> <p>高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜 政党</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>名称</th><th>代表者氏名</th><th>会計責任者氏名</th><th>主たる事務所の所在地</th><th>届出年月日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>異動前</td><td>自由民主党馬路村支部</td><td>異動なし</td><td>乾 秀夫</td><td>異動なし</td><td>平19・7・6</td></tr> <tr> <td>異動後</td><td></td><td></td><td>小松 博</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>異動</td><td>自由民</td><td>中西 哲</td><td>異動なし</td><td>宿毛市中</td><td>平19・7・</td></tr> </tbody> </table>						名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	前田学浩後援会	前田 学浩	濱田 和彦	南国市稻生606-1	平19・7・11	区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	異動前	自由民主党馬路村支部	異動なし	乾 秀夫	異動なし	平19・7・6	異動後			小松 博			異動	自由民	中西 哲	異動なし	宿毛市中	平19・7・
名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日																																			
前田学浩後援会	前田 学浩	濱田 和彦	南国市稻生606-1	平19・7・11																																			
区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日																																		
異動前	自由民主党馬路村支部	異動なし	乾 秀夫	異動なし	平19・7・6																																		
異動後			小松 博																																				
異動	自由民	中西 哲	異動なし	宿毛市中	平19・7・																																		

前	主党高知県宿毛市支部	佐田 忠孝	央二丁目2-18	11
異動後			宿毛市中央三丁目2-10	

その他の政治団体

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	高知県商工政治連盟	吉村 雅男	異動なし	異動なし	平19・7・2
異動後		浜田 敦夫			
異動前	福田さわ子後援会	異動なし	山本 登士夫	異動なし	平19・7・2
異動後			森本 サユリ		
異動前	高知ビルメンテナンス政治連盟	前田 文雄	北岡 厚生	高知市与力町4-9	平19・7・6
異動後			稻田 玲子	高知市北本町二丁目7-12	
異動前	高知県行政書士政治連盟	異動なし	山下 義博	異動なし	平19・7・13
異動後			中野 光春		
異動前	山下浩平後援会	異動なし	異動なし	室戸市室津325-4	平19・7・24
異動後				室戸市室津1357-	

			1	
--	--	--	---	--

高知県選挙管理委員会告示第94号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成19年8月17日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
谷和夫後援会	須崎市下郷51	谷 和夫	解散	平19・7・3
河野隆博後援会	高知市旭上町35	秋沢 紀清	解散	平19・7・10
信清吉孝後援会	土佐市本村658	松岡 殖承	解散	平19・7・24
ひまわりの会	香美市土佐山田町宝町一丁目1-7	依光 ふみ	解散	平19・7・26
依光隆夫後援会青年部	香美市土佐山田町中野699	今井 嘉男	解散	平19・7・26

落札公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成19年8月17日

高知県警察本部長 鈴木 基久

1 落札に係る借入物品の名称及び数量

遺失物管理システム 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4-30

3 落札者を決定した日

平成19年7月11日
4 落札者の氏名及び住所
富士通リース株式会社四国支店 香川県高松市藤塚町一丁目
10-30
5 落札金額
月額 773,335円
6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
7 政令第6条の公告をした日
平成19年6月1日